

別表（第2条関係）

補 助 事 業 名	初任者の訪問看護職員に対する研修補助事業
補 助 事 業 の 目 的	訪問看護ステーション等において、初めて訪問看護業務に従事する看護職員に対する研修実施に必要な経費を補助することにより、訪問看護ステーション等のサービス対応力の向上を図る。
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	初めて訪問看護業務に従事する看護職員に対して研修を実施する兵庫県内の訪問看護ステーション等
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	初めて訪問看護業務に従事する看護職員に対して研修を行うために必要な人件費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、図書購入費等）、使用料及び賃借料、研修受講費等
補 助 率	1 / 2
補 助 金 の 額	<p>1 「補助基準額」と「総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額」と「対象経費の実支出額」とを比較して最も少ない額を選定する。</p> <p>2 1により選定された額に補助率(1/2)を乗じて得た額を交付額とする。 (1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。) ただし、予算の範囲内とする。</p> <p>【補助基準額】 初めて訪問看護業務に従事する看護職員1名につき220千円。</p> <p>※1 研修期間は6ヶ月以上 ※2 初めて訪問看護業務に従事する看護職員は、当該訪問看護ステーション等に当該年度4月1日時点で入職後1年以内の看護職員</p>
適用除外する条項	
その他の事項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 初任者の訪問看護職員に対する研修補助金所要額調書 (様式 1-1) 事業計画書 (様式1-2)
	(指定期日) 別に定める日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金額に増額が生じない経費の変更
	(軽微な事業内容の変更) 事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲の変更を行う場合
	(添付書類) 第 3 条に準じる。
	(指定期日) 必要の生じた日から 20 日以内。 ただし、当該年度 3 月 31 日を限度とする。
第 11 条	(添付書類) 初任者の訪問看護職員に対する研修補助金精算調書 (様式 2-1) 事業実績報告書 (様式 2-2)
	(指定期日) 事業完了後30日以内又は翌年度 4 月10日のいずれか早い日
第 19 条 第 1 項	